

丸亀市「議会だより」表紙写真等公募要項

1. 目的 市民に親しまれる丸亀市「議会だより」の取り組みの一環として表紙等の写真を公募します。

2. 募集内容 「私の好きな丸亀」をテーマとし、丸亀市「議会だより」の表紙等にふさわしい写真で、次のいずれにも当てはまるものを募集します。

(1) 応募者本人が丸亀市内において1年以内に撮影したもの

(2) 未発表のもの

(3) 現像写真またはデジタルデータで提供できるもの

(4) 人物が特定できる場合は被写体の承諾を受けたもの。個人の所有物を被写体とした場合は所有者の承諾を受けたもの

3. 応募資格 どなたでも

4. 応募期間 年間を通じて随時応募を受け付けしますが、各号ごとの審査対象は次の期日までに応募のあった写真とします。

(1) 11月1日発行号・・・9月30日までの受付締切

(2) 2月1日発行号・・・12月20日までの受付締切

(3) 5月1日発行号・・・3月31日までの受付締切

(4) 8月1日発行号・・・6月30日までの受付締切

5. 応募方法 持参、郵送、またはEメールで、写真(L判以上A4サイズ以下のもの、

データ)と必要事項(応募者氏名、住所、電話番号、撮影年月日、撮影場所、写真の題名など)を記入した別紙応募用紙を議会事務局まで応募ください。応募作品については原則返却できませんのでご了承ください。

6. 募集方法 丸亀市「議会だより」および丸亀市議会ホームページに公募要領等を掲載します。

7. 選考方法

(1) 審査の対象は、各号ごとの受付締切日より起算して過去1年以内に応募を受け付けた写真とします。したがって採用に至らなかった写真は次号の審査とします。

(2) 広報広聴委員会で応募写真を審査します。審査に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

8. 掲載方法 採用された写真は丸亀市「議会だより」表紙等に採用し、応募者の氏名、撮影場所を掲載します。写真の説明を掲載することもあります。ただし、氏名の掲載を希望しない場合はこの限りではありません。

9. 応募上の注意

(1) 応募写真に関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合、その責任および解決はすべて応募者に帰属するものとしますのでご注意ください。

(2) 応募写真は、無償で丸亀市議会が使用することに許諾したものとします。

(3) 応募写真の著作権は撮影者本人に帰属しますが、応募してから1年間は他媒体での発表を行わないでください。

(4) 丸亀市「議会だより」はA4判縦型であり、採用された写真は必要によりトリミング処理等を行うことや複数を組み合わせて掲載することなどがありますのでご了承ください。

(5) 記念品等はありませんのでご了承ください。

10. 問い合わせ 丸亀市 議会事務局

住所：丸亀市大手町二丁目4番21号

電話：0877-24-8828（直通）

Eメール：gikai@city.marugame.lg.jp